鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ラトビア、リトアニア、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュー・カレドニア及びニュージーランド以外の地域	高病原性鳥インフルエンザ
法第三十七条第一項第二号に掲げる物	アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リヒテンシュタイン、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグァム島に限る。）、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域	口蹄疫

第四十五条第一号中「偶蹄類」を「偶蹄（ている）類」に改め、同条第七号中「の上欄」を「法第三十七条第一項第二号に掲げる物の項の中欄」に改め、「（その地域に属する諸島を含む。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八号

道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）の一部の施行に伴い、並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第二項及び道路運送法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定に基づき、道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送法施行規則の一部を改正する省令

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五　一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、次に掲げる事項に関し、輸送の安全を確保するために、その者が行う投資の内容を定めた計画（以下「安全投資計画」という。）を記載した書類

イ　輸送に係る安全管理体制の確保に関する事項

ロ　事業用自動車の取得並びに点検及び整備に関する事項

ハ　その他投資の内容として必要な事項

六　一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者にあつては、安全投資計画に従つて事業を遂行することについて十分な経理的基礎を有することを証する事業収支見積を記載した書類

第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、前項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

第二十一条第二項第三号及び第二十二条第二項第三号中「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」を「第六条第一項第八号から第十一号までのいずれか」に改める。

第二十三条第二項第三号中「第六条第一項第六号又は第七号」を「第六条第一項第八号又は第九号」に改める。

第二十八条第一号中「第六号（ロを除く。）、第七号、第八号（ロを除く。）、第九号（イを除く。）及び第十号」を「第八号（ロを除く。）、第九号、第十号（ロを除く。）、第十一号（イを除く。）及び第十二号」に改める。

第三十三条第七項中「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」を「第六条第一項第八号から第十一号までのいずれか」に、「第六条第一項第六号（ロを除く。）、第七号、第八号（ロを除く。）又は第九号（イを除く。）」を「第六条第一項第八号（ロを除く。）、第九号、第十号（ロを除く。）又は第十一号（イを除く。）」に、「第六条第一項第六号」を「第六条第一項第八号」に、「第六条第一項第六号（ロを除く。）」を「第六条第一項第八号（ロを除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（道路運送法の一部を改正する法律附則第三条第二項の国土交通省令で定める期間）

第二条　道路運送法の一部を改正する法律附則第三条第二項の国土交通省令で定める期間は、平成二十九年四月一日から次の表の上欄に掲げる期間の同法附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第四条第一項の許可があった日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）までの期間とし、その適用は、同表の中欄に掲げる当該許可があった年の西暦年数の一位及び同表の下欄に掲げる当該許可があった日に応じてするものとする。

期間	旧法第四条第一項の許可があった年の西暦年数の一位	旧法第四条第一項の許可があった日
平成二十九年四月一日から同年十二月三十一日まで	二又は七	四月一日から十二月三十一日まで
平成三十年一月一日から同年十二月三十一日まで	三又は八	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	四又は九	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	五又は零	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十三年一月一日から同年十二月三十一日まで	一又は六	一月一日から十二月三十一日まで
平成三十四年一月一日から同年三月三十一日まで	二又は七	一月一日から三月三十一日まで